

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

町等の区域の変更(地方課)

字の区域の変更(〃)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定(〃)

土地改良区の役員住所の変更(農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可(〃)

保安林の指定の解除予定(三件)(造林課)

土地区画整理法による換地処分(都市計画課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(〃)

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

### ◇ 公安告示

## 告 示

### 鳥取県告示第七百三十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三百条第四項後段の規定による鳥取新都市土地区画整理事業(三―二工区)施行地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成三年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域(平成三年四月二十六日現在の地番による。)

若葉台南六丁目

若葉台南六丁目の全域

香取字袋谷三七七の一、三七七の一六

生山字寺谷五八六の七の一部、五八六の九、五八六の一

生山字長谷五九四の三、五九四の一〇の一部、五九四の一

一から五九四の一三まで、五九四の一六の一部、五九四の一七、五九四の二二から五九四の二四まで

香取字袋谷

香取字袋谷のうち三七七の一、三七七の一六以外の区域

生山字寺谷

生山字寺谷のうち五八六の七の一部、五八六の九、五八六の一以外の区域

生山字長谷

生山字長谷のうち五九四の三、五九四の一〇の一部、五九四の一から五九四の一三まで、五九四の一六の一部、五九四の一七、五九四の二二から五九四の二四まで以外の区域

鳥取県告示第七百四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告知する。

平成三年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成三年九月二日現在の地番による。）
大字原字マケン堀	大字原字マケン堀のうち五四二の一、五四四の一、九三八の八、九三八の九、九三八の一〇、九三八の一四以外の区域
大字原字城山	大字原字城山五四一の三、五四一の四、五四三の二、五四六の三、五四六の四、五四六の五、五四七の二以外の区域
大字原字マケン堀五四二の一、五四四の一、九三八の八、九三八の九、九三八の一〇	

大字原字藤森

大字原字藤森二五四の二、二五四の三  
大字原字藤森のうち二五四の二、二五四の三以外の区域  
大字原字マケン堀九三八の一四

鳥取県告示第七百四十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成三年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
竹田内科医院	鳥取市本町二丁目一〇九	平成三年十月十五日
祝部医院	気高郡気高町大字浜村一―二	"
ちず薬局	八頭郡智頭町大字智頭字道ノ下一六四二	"
石田クリニック	倉吉市鍛冶町一丁目二九二―二四	"
医療法人社団松野医院	境港市京町三五	"

医療法人南家医院	境港市渡町一四八〇	"
須山医院	米子市石井一〇七八	"

鳥取県告示第七百四十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の指定の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成三年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
竹田内科医院	鳥取市本町二丁目一〇九	平成三年十月六日
祝部医院	気高郡気高町大字浜村一―二	平成三年十月九日
松野医院	境港市京町三五	平成三年十月六日
南家医院	境港市渡町一四八〇	平成三年十月十日

鳥取県告示第七百四十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

平成三年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三宅病院	鳥取市大杓字鐘鑄谷三九〇―二四	平成三年十月十六日
和順堂記念医院	気高郡青谷町大字青谷字前川四四六―五	"
よしだ内科医院	鳥取市湖山町北六丁目四四八―一	"
イズモト歯科医院	鳥取市新町二〇	"
竹田内科医院	鳥取市本町二丁目一〇九	"
祝部医院	気高郡気高町大字浜村一―二	"
中山医院	八頭郡家町大字門尾三〇四―一	"
ちず薬局	八頭郡智頭町大字智頭字道ノ下一六四二	"

岡本歯科医院福 山診療所	倉吉市福山一三五	"
アイ調剤薬局	東伯郡羽合町大字長瀬六八〇 一五	"
尾崎内科医院	倉吉市昭和町二丁目二五四	"
ひまわり歯科医 院	境港市外江町二四五	"
淀江クリニック	西伯郡淀江町大字淀江六八二	"
あすか薬局	西伯郡岸本町吉長五八一	"
医療法人社団中 井医院	米子市旗ヶ崎七丁目二〇一 二	"
医療法人社団植 木歯科医院	米子市諏訪字友久五一五	"
林原皮膚科泌尿 器科医院	米子市博労町四丁目三六〇	"
医療法人社団松 野医院	境港市京町三五	"
あさくら歯科医 院	米子市西福原六九四一五	"

鳥取県告示第七百四十四号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の第三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退申出があったので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規

則第十六条の規定により告示する。

平成三年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
中井医院	米子市旗ヶ崎七丁目二〇一 二	平成三年十月十五日
植木歯科医院	米子市諏訪字友久五一五	"
林原皮膚科泌尿 器科医院	米子市博労町四丁目三六〇	"
松野医院	境港市京町三五	"
あさくら歯科医 院	米子市西福原六九四一五	"

鳥取県告示第七百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員の仕事に変更を生じた旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事 上 田 光 義	
変更前	倉吉市小鴨一三五〇―八
変更後	倉吉市小鴨一九七六一―

鳥取県告示第七百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東伯町土地改良区の定款の変更を平成三年十月十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、淀江町土地改良区の定款の変更を平成三年十月十七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、米子市四ヶ村堰土地改良区の定款の変更を平成三年十月十七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百四十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
西伯郡西伯町大字東上字大成二五九の三から二五九の五まで（以上三筆国有林。）
- 二 保有林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

鳥取県告示第七百五十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成三年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字山東大河原一〇五三（国有林。次の図に示す  
部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成三年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字中津（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定  
に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（三一二工  
区）施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条  
第四項後段の規定により告示する。

平成三年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成三年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成三年十月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
ぱちんこ遊技機	プレイヤークスタル DI	株式会社大同
”	ラウンFUFUO DI	”
”	シキサー	株式会社大一商会
回胴式遊技機	スペースバトル	日活興業株式会社
ぱちんこ遊技機	玉ちゃん俱樂部	株式会社平和